

祖母等が県南地域（西郷村）の自宅に残り、母親と子供が埼玉県に避難をした申立人らについて、平成24年1月以降の面会交通費、避難雑費が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の各損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- (1) 平成24年分
 - ア 避難費用（面会交通費）
 - イ 避難雑費
- (2) 平成25年分
 - ア 避難費用（面会交通費）
 - イ 避難雑費

2 期間

- (1) について、平成24年1月1日から同年12月末日
- (2) について、平成25年1月1日から同年5月末日

第2 和解金額

被申立人は、前項記載の各損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、772,600円の支払義務があることを認める。

(内訳)

- (1) 平成24年分
 - ア 避難費用（面会交通費） 264,600円
 - イ 避難雑費 240,000円
- (2) 平成25年分
 - ア 避難費用（面会交通費） 168,000円
 - イ 避難雑費 100,000円

第3 支払方法

(省略)

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1の第1項記載の損害項目（同第2項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年1月7日

（仲介委員 櫻井滋規）